

守谷市教育委員会定例会会議録 平成30年3月

1. 日 時 平成30年3月26日(月) 午前9時30分

2. 場 所 守谷市役所議会棟3階第2委員会室

3. 出席委員 教 育 長 後藤 光良
教育長職務代理者 町田 香
教育委員 山本 キヨ
教育委員 河原 健
教育委員 萩谷 直美

4. 欠席委員 な し

5. 説明のための出席者

教育部長 山崎 浩行
教育部次長兼生涯学習課長 飯塚 哲夫
参 事 補 濱田 耕志
学校教育課長 小島 義久
指導室長 奈幡 正
学校給食センター所長 江幡 徳照

6. 傍 聴 人 な し

7. 会議に付した事項

(1) 議決事項

議案第11号 「学校医の委嘱について」
議案第12号 「学校歯科医の委嘱について」
議案第13号 「守谷市社会教育指導員の委嘱について」
議案第14号 「守谷市いじめ問題重大事態調査委員会の委嘱について」
議案第13号 「守谷市部活動指導員設置要綱の制定について」

(2) 報告事項

報告第2号 「平成30年守谷市議会3月定例会について」

(3) その他

「小中学校の現状について」
「各課業務報告」

【１．開会宣言】	教育長	午前 9 時 30 分 開会を宣言
【２．会議録署名委員の指名】	教育長	本会の会議録署名人を指名
【３．議決事項】	教育長	議案第 11 号「学校医の委嘱について」、第 12 号「学校歯科医の委嘱について」一括して説明を求める。
	学校教育課長	議案第 11 号「学校医の委嘱について」、第 12 号「学校歯科医の委嘱について」説明する。
		本案は、学校保健安全法第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく学校医及び学校歯科医の退任に伴い、後任者を委嘱するもので、守谷市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、議決を求めるものです。
		委嘱期間は前任者の残任期間の平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとなります。
	教育長	各委員に質疑を求める。
	委 員	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校の保健安全に重要な役割を果たしている。
		交代する場合には、健康診断、衛生検査、保健安全委員会等について十分な事務引き継ぎを行ってほしい。
	委 員	退任の理由は何か。
	学校教育課長	複数校兼務による負担、健康状態が退任の主な理由となる。
	教育長	議案第 11 号「学校医の委嘱について」採決する。
	委 員	異議なし
	教育長	異議なしと認め、原案のとおり可決する。
		議案第 12 号「学校歯科医の委嘱について」採決する。
	委 員	異議なし
	教育長	異議なしと認め、原案のとおり可決する。
		議案第 13 号「守谷市社会教育指導員の委嘱について」説明を求める。
	生涯学習課長	議案第 13 号「守谷市社会教育指導員の委嘱について」説明する。
		本案は、平成 30 年 3 月 31 日で、守谷市社会教育指導員の任期が満了となるため、新たに委嘱するものです。
	教育長	各委員に質疑を求める。
	委 員	特になし
	教育長	家庭教育の重要性が高まってきており、その指導にあたっ

	ていただいている。また、指導室と連携し保幼小中高一貫教育でも活動をしていただいている。 今後、社会教育法の改正により全校でコミュニティスクールの実施が義務化されることから、準備をお願いしたいと考えている。 議案第 13 号「守谷市社会教育指導員の委嘱について」採決する。
委 員	異議なし
教育長	異議なしと認め、原案のとおり可決する。
	議案第 14 号「守谷市いじめ問題重大事態調査委員の委嘱について」説明を求める。
指導室長	議案第 14 号「守谷市いじめ問題重大事態調査委員の委嘱について」説明する。
	本案は、守谷市いじめ問題重大事態調査委員の退任に伴い、後任者を委嘱するものです。
	後任には、心理学、福祉学の専門性があり、学校心理士スーパーバイザー、臨床心理士、ガイダンスカウンセラー資格を有する者を委嘱したく提案するものです。
教育長	各委員に質疑を求める。
委 員	重大事態にあたるか判断に迷うときは、重大事態として行動することをお願いしたい。
教育長	いじめに遭った子どもの立場になり、重大事態と常に意識を持って取り組んでいきたい。
	議案第 14 号「守谷市いじめ問題重大事態調査委員の委嘱について」採決する。
委 員	異議なし
教育長	異議なしと認め、原案のとおり可決する。
	議案第 15 号「守谷市部活動指導員設置要綱の制定について」説明を求める。
学校教育課長	議案第 15 号「守谷市部活動指導員設置要綱の制定について」説明する。
	本案は、中学校部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減を図ることを目的に、学校教育法施行規則第 7 条、8 条の 2 に規定する部活動指導員を配置するため、身分や職務内容等を定めた要綱を制定するものです。
教育長	各委員に質疑を求める。
委 員	大会引率ができる範囲、市内外の大会回数についてお聞きしたい。

学校教育課長	大会引率範囲については、中学校長と協議した上で市内大会としている。今後、実情に併せ必要性があれば範囲を拡大していく。
指導室長	公式戦として6月に市総合体育大会が行われ、優秀な成績を収めた部活動は、県南、県、関東、全国大会に参加することになる。秋季には新人体育大会が行われる。
教育長	制度の運用が開始されると、課題も見えてくると思う。生徒の安全、保護者が安心できる運用をしていきたいと考えている。
委 員	大会参加ため保護者が交代で送迎する現状がありますが、この制度により解消されるのか。
教育長	茨城県では、部活動に限らず教員が児童生徒を自家用車に同乗させることは禁止となっている。 公式大会は、市でバス等の手配を行っており、問題になるのは、公式大会以外の市外大会ということになる。
委 員	送迎中に事故があれば大きな問題となる。公式大会以外の大会参加についても、貸切バス、公共交通機関とすることを明確にすべきと考える。
教育長	保護者が他の生徒を同乗させる送迎は禁止する方向にするとしても、保護者の理解を得るため十分な説明をする必要がある。学校と保護者が一緒になって考えていくべき問題だと思っている。 部活動指導員についても、教員と同様に自家用車に生徒は同乗させないことの徹底を図っていく。 議案第15号「守谷市部活動指導員設置要綱の制定について」採決する。
委 員	異議なし
教育長	異議なしと認め、原案のとおり可決する。
【4. 報告事項】	報告第2号「平成30年守谷市議会3月定例会月議会について」報告を求める。
教育部長	報告第2号「平成30年守谷市議会3月定例会月議会について」報告する。 ・市議会定例会議決結果について ・市政に関する一般質問について
【5. その他】	小中学校の現状について報告を求める。 資料に基づき以下について報告

教育長 学校教育課長 生涯学習課 学校給食センター所長 【5. 教育長報告】	1 訪問・研修事業について ・ いじめ問題重大事態調査委員会（3/14） ・ 一貫教育全体研修会（3/23） 2 児童生徒の様子について ・ 市内小中学校卒業式について 3 一貫教育「きらめきプロジェクト」の取組について ・ 守谷イングリッシュ・イタラクティブ・フォーラム（2/24） 4 教職員・児童生徒の交通事故について ・ 児童生徒交通事故者のけがの程度及び要因について 件数 小学校 8 件 中学校 7 件（3 月 26 日現在） 要因 自転車 13 件 その他 2 件 ※児童生徒の不注意 11 件 程度 打撲又は擦過傷 ・ 教職員の交通事故の状況 件数 17 件（3/26 日現在） 要因 自動車 過失 4 件 5 いじめの現状について ・ 認知件数と対応について（2 月末現在） 認知 84 件 解消 44 件 6 不登校の現状について ・ 2 月末現在の不登校者数の報告 人数（不登校率） 小学校 29 人（0.69%） 中学校 61 人（3.17%） 各課の業務状況について報告を求める。 以下について報告 1 教職員の働き方改革としての取り組みについて 以下について報告 1 中央図書館利用・貸出状況 以下について報告 1 学校給食実施状況について 2 賄材料費執行状況について 3 地場産野菜使用率について 4 異物混入等について 1 重点事業の進捗状況について 2 教職員の働き方改革について
--	--

【6. 閉会宣言】 教育長	午前 10 時 50 分 閉会宣言
-----------------------------	---------------------------------